

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

平成28年6月の佐賀県毎月勤労者統計調査結果によると、佐賀県内の常用労働者数は256,577人、うちパートタイム労働者数は64,837人で25.3%を占める。また、労働者の時間当たりの賃金は、労働者が5人以上の事業所では、一般労働者が1,544円、パートタイム労働者は990円で一般労働者の64.1%と、一般労働者とパートタイム労働者との間で大きな開きがあるのが現状である。

私たちの地域や我が国においても、今後急激に生産年齢人口が減少していく中、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題である。そのためにも、賃金だけでなく正規非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保がますます重要になっている。そこで、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施する必要がある。

以上のことより、政府においては日本の独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために次の事項について躊躇なく取り組むことを求める。

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方について実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様